

『令和3年度税制改正大綱(10) 教育資金贈与等節税防止策も』

資産課税においては、直系尊属からの金融資産の世代間移転の促進とそれによる消費拡大を図るため、一連の贈与税の非課税措置について以下の通り延長等がなされる一方で、一部では厳格化も行われる。

【住宅取得等資金の贈与】1) 本年3月31日までの贈与税の非課税限度額が、12月31日まで据え置かれる。(例:省エネ等住宅(消費税10%):1,500万円、その他の住宅(同):1,000万円) 2) 以下の場合に、床面積要件の下限が40㎡以上に緩和される。○贈与を受けた年分の所得税に係る受贈者の合計所得金額が1,000万円以下 ○特定の贈与者から住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例を適用

【教育資金の一括贈与】適用期限を2年延長する一方、贈与者死亡時における相続税の課税対象を、死亡前3年以内の贈与に係る管理残額(以下「残額」)から、全ての贈与に係る残額に拡大。受贈者が孫・ひ孫の場合の2割加算適用も、全ての贈与に係る残額が対象となる。

【結婚・子育て資金の一括贈与】2年延長の上、受贈者が孫・ひ孫の場合の受贈者死亡時の残額に係る相続税額が2割加算の適用対象となる。また、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上に引き下げられる。



『中小企業対策費1745億円 3年度予算に計上—財務省』

財務省の中島朗洋主計局総務課主計官は広報誌「ファイナンス」2月号の「令和3年度予算特集:1」に2年度第3次補正予算と3年度予算編成の背景と考え方について解説。3年度予算のポイントは、第3次補正予算と合わせ、新型コロナの影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期すとともに、中長期的な課題を見据えて着実な対応を進めることが重要と述べた、その一環として「活力ある地方創り」に力を入れていく方針を表明。中小企業対策費については、生産性向上を促進するための設備投資や、事業再生・事業承継に対する支援を充実するほか、資金繰り対策にも万全を期し、1,745億円を計上。「活力ある地方創り」関係では▽地域活性化の自主的・先導的な取組を支援する「地方創生推進交付金(1,000億円)」における移住支援事業を拡充▽企業・自治体のマッチング支援を行う「地方創生テレワーク推進事業(1.2億円)」等により、地方へ人や仕事の流れを拡大▽「インバウンド消費2030年15兆円目標」の達成に向け、国際観光旅客税収(300億円)の活用により、自然・文化を生かした高付加価値なコンテンツの創出やホテル・旅館のサービス向上を加速▽「観光DX」やワーケーションの推進—を挙げた。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com